



2021年5月11日

各 位

会 社 名 出 光 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 藤 俊 一
(コード：5019 東証第1部)
問 合 せ 先 財 務 部 I R 室 長 関 根 宗 宏
(TEL：03－3213－9307)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月23日開催予定の第106回定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営体制を最適かつ機動的に変更できるよう、社長執行役員等を、取締役以外からも選定することができるよう、規定を新設するものであります。(変更案第22条)
- (2) 取締役会が事業環境の変化に機動的に対応し、一層迅速かつ的確な意思決定を行うことができるよう、取締役の員数を減じるものであります。(変更案第18条)
- (3) いかなる環境変化にも、柔軟かつ強靱に対応できるレジリエントな企業体を目指し、2030年ビジョン及び2020年度から2022年度を対象とした中期経営計画達成に向けた今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。また、重複している既存の事業目的を整理するものであります。(変更案第2条)
- (4) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、また人材確保の観点から、補欠監査役に関する規定、補欠監査役の選任決議の有効期間を定める規定及び補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする規定を新設するものであります。(変更案第31条)

2. 変更の内容

現行定款	変更後
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (省略) (4) 医薬品、農業薬品、 <u>農業用資材</u> 及び化学薬品製造業 (5) <u>電子機能材料</u> の開発、製造及び販売 (新設) (新設) (新設) (6) 前各号に関連する製品その他物品の輸出入、販売及び保管並びに	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) (4) 医薬品、農業薬品、 <u>農林・畜産・水産用資材</u> 及び化学薬品製造業 (5) <u>電子機能材料</u> 、 <u>電池材料</u> の開発、製造及び販売 (6) <u>自動車を含む輸送用機器等及び付随する情報通信技術・サービスの開発、製造、販売及び賃貸</u> (7) <u>バイオ燃料及び次世代燃料の研究、開発、製造及び販売</u> (8) <u>発電設備の研究、開発、製造、販売及びコンサルティング</u> (9) (現行どおり)

これらに附帯する諸工事の請負業 (7) 次の各物品の製造，加工，売買， 輸送及び輸出入 ア エチレン，プロピレン，ベンゼン， トルエン等の石油化学製品，合成樹脂 合成樹脂加工製品，化学薬品 イ 肥料，飼料，飼料添加物， 食料品及び食品添加物 ウ 土木建築用及び住宅用各種資材 エ 農林・畜産・水産用各種資材 オ 荷役・運送・包装用等各種流通 関連資材 (8) 各種化学工業用及び環境保全用 機械設備・機器の設計，施工， 製作及び売買 (9) 合成樹脂加工機械の製作，売買 及び賃貸借 (10) 前各号に関する技術の供与 (新設) (11)～(18) (省略) (員数) 第18条 当社の取締役は，<u>20</u>名 以内とする。 (新設) 第22条～第29条 (条文省略) (任期) 第30条 (省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の 補欠として選任された監査役の任期は， 退任した監査役の任期の満了する時 までとする。(新設) (新設)	(削除) (削除) (削除) (削除) (10) 植林，間伐材利用等のバイオマス 利活用事業 (11)～(18) (現行どおり) (員数) 第18条 当社の取締役は，<u>15</u>名 以内とする。 (執行役員) 第22条 取締役会は，その決議に よって社長執行役員1名，副社長 執行役員，専務執行役員，常務執行 役員，上席執行役員その他の役付 執行役員若干名を定めることができる。 第23条～第30条 (条文省略) (任期) 第31条 (省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の 補欠として選任された監査役の任期は， 退任した監査役の任期の満了する時 までとする。ただし，次項により 選任された補欠監査役が監査役に就任 した場合は，当該補欠監査役として 選任後4年以内に終了する事業年度の うち，最終のものに関する定時株主 総会の終結の時を超えることが できないものとする。 3 当社は，会社法第329条第3項の 規定により，法令に定める監査役の 員数を欠くこととなる場合に備えて， 株主総会において補欠監査役を選任 することができる。
---	--

(新設)	<u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議</u> <u>が効力を有する期間は、当該決議後</u> <u>4年以内に終了する事業年度のうち</u> <u>最終のものに関する定時株主総会の</u> <u>開始の時までとする。</u>
------	---

3. 定款変更日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2021年6月23日

定款変更の効力発生日：2021年6月23日

以上